

# 社団法人 町田法人会報

社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3-4-4

町商会館内

TEL 0427 (26) 2453・4132

発行日 昭和57年 6月28日

第6号 (通刊34号)

昭和57年  
初夏号



美しく咲いた薬師池の花菖蒲

題字は西川町田税務署長

## 目

第2回通常総会開催される	2
ご挨拶	3
祝辞	5
第2回通常総会議案書	7
昭和56年度収支決算書	8
貸借対照表	10
財産目録	11
昭和57年度事業計画(案)	12
昭和57年度収支予算書(案)	15
(社)町田法人会に婦人部誕生	16

## 次

婦人部会役員ご紹介	17
税務署からのお知らせ	18
東京都からのお願い	23
地区会役員さんのご紹介	24
短信用欄	25
新会員のご紹介	28
融資のご案内	31
町田税務署管内町田法人会 福祉制度あれこれ	32

## 第2回通常総会(通常<sub>32</sub>会)開催される

昭和57年5月31日、社団法人町田法人会の第二回通常総会が盛大に開催されました。

町田税務署長、東京税理士会町田支部長他多数のご来賓を迎え会員130余名の出席のもと、杉浦青年部会長の司会にて石井副会長の開会の辞に続いて会長挨拶あって議事の審議に入った。

定款の定めるところにより三橋会長議長席につき、斉藤総務委員長より別紙議案書に基づき議事の説明と鈴木西市監事の監査状況の報告があり、各議案とも万場一致にて承認可決された。

引続いて56年度会員増強運動の功績者、東京税理士会町田支部並びに町田法人会役員36名に対し、三橋会長より感謝状と記念品の授与が行われ続いて5月10日設立された婦人部会の設立披露と役員紹介及び来賓のご紹介について、西川町田税務署長並びに東京税理士会町田支部飯田支部長代理にて早川副支部長の当会に対するご支援とご鞭撻の意味を含めての感銘深いご祝辞を賜り鈴木副会長の閉会の挨拶あって第一部の総会を終わる。

### 総会風景





## ご挨拶

(社)町田法人会会長 三橋 忠正

本日社団法人町田法人会、第2回通常総会開催に当りまして、町田税務署長はじめご来賓の方々、又法人会の皆様にはご多忙の折ご遠路お暑い中をご列席頂きまして誠にありがとうございました。

平素は町田法人会の運営につきまして税務当局並びに役員、会員の皆様には絶大なご支援ご協力を賜り心より御礼を申し上げます。

法人会は皆様ご承知の通り、昭和22年4月法人税申告納税制度が施行されました折全国各地に誕生した訳でございます。当法人会は昭和25年10月に発足し、一昨年昭和55年10月に、社団化を達成し、現在に至っております。社団化当初の会員数は1,620社、加入率57.2%でありましたが、現在は会員数2,215社、加入率70%と云う実績をあげております。これは昨年末に実施いたしました、会員増強運動に際し税理士会の諸先生方、町田税務署の担当官各位をはじめ、法人会各役員、会員などこの運動に参画された方々の大変なご努力によるものでございます。加入率50%より、一押しに70%を越す、この大成果は東法連46法人会中でも群を抜く実績であり、去る5月13日の東法連の通常総会におきましても「会員増強優秀会」並びに「会員増強最上位功労者」と二つの最高位受彰の栄誉を受けたのであります。これは法人会活動中特筆すべき快挙であると存ずるのであります。

本日は議事終了後、増強運動における功労者を顕彰してその多大な功績を讃えたいと思います。

西川署長からはこの皆様のご功績に対し誠に御見事な、直筆色紙を特にご揮毫賜りましたことをこの席をお借りしてご披露申し上げお礼申し上げます。

今後も増強運動については皆様の格段のご支援を賜り会発展の基盤作りにお力添えをお願い申し上げます。

法人会の組織強化につきましては国税局法人税

課の発案による「法人会運営の手引書」を参考とさせて頂きながら、各地区会の充実と源泉部会、青年部会、婦人部会等会員の利益のための理想的な組織作りを実施して参りました。しかしながら地区会の事情による、構成の稍々遅れておるやに見受けられる地区においては、今後の課題として地区役員さんの一層のご努力と税務署のご指導を切望する次第でございます。

源泉部会・青年部会におきましては現況に即した事業活動を活発に推進しており更に本年5月10日には、会員数51名を擁して婦人部会が発足を致しました。この事につきましては本総会に於て、のちほど部会発足の経過と幹部役員のご紹介が行われる予定でございます。このようにそれぞれの部会の設立によって法人会の形態は名実共に整い、東法連、全法連の中にあっても誠に充実した組織をもつ、法人会として今後の発展に向けての基礎が着実に固められたと申せましょう。

さて事業活動の状況について簡単に触れさせて頂きますと、基本的に従来からの事業の継続発展を図り、活発な活動を実施して参りましたが、その中で従来の「全法連経営者の大型総合保障制度」に加え「経営者退職年金制度」「特定退職金共済制度」「個人年金制度」等を採用し会員の皆様からも好評を受けて居るのであります。

また本年度事業計画案中「決算法人・新設法人」に対する「記帳指導と簿記講習会」の開催を予定しておりますが、これについて東京税理士会町田支部あて講師派遣方の要請を申し上げました処支部先生方のご理解を得心よくご了承賜りましたので皆様にご報告申し上げ厚く御礼申し上げます。

更に上部団体との関連事業と致しまして、「行政改革と税制のあり方」「現行税制中不公平の是正」等を骨子とした「昭和57年度税制改正要

望に関する決議」を東法連理事会にて採決、全法連宛提出致しております。

本年度も各種講習会、税法説明会等の実施、或は、青年部・婦人部の指導育成等の事業活動を通じて税務署の担当官各位のご指導を頂きながら役員はもとより全会員一丸となって初期の目的である健全な企業経営の発展と、正しい税務知識の研

究指導と達成に鋭意邁進いたす所存でございますのでご参会各位のご支援とご協力を懇願いたすものであります。

終りにご来賓並びに会員の皆様のご指導ご協力を重ねてお礼申し上げ、皆々様の益々のご精進とご発展を祈願致しまして、私の挨拶にかえさせて頂きます。

## ~~~~~ 会員増強感謝状授与式風景 ~~~~~





# 祝

# 辞

町田税務署長 西川 信夫

本日は、社団法人町田法人会の第2回通常総会にお招きをいただき、またお祝いの詞を申し上げる機会を得ましたことを、大変光栄に存じているものでございます。

町田法人会の役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の総会は、会員多数の御臨席の下に昭和56年度収支決算報告、新年度の事業活動の基本方針をはじめ収支予算の議案について、終始熱心に御審議を重ねられ、全ての議案を満場一致で可決、承認されましたことを心からお祝い申し上げます。

今後、さらに組織の拡大強化を図り、公益的な事業活動を活発に推進することとされましたことは、私共税務行政に携わる者と致しまして、誠に心強い限りであり、衷心より深く敬意を表するものでございます。

当、町田法人会における最近の事業活動を拝見いたしますと何よりも、組織の拡大強化を図られこれが当初の目標を大幅に上回る立派な成績を上げられたことではなかろうかと思えます。

これも偏えに、三橋会長をはじめ各役員の方々が立派な指導力、行動力を発揮された賜ものであり、かつ、これを地道に実行された会員の方々の御努力によるものと、深く敬意を表するものでございます。

これに関連しまして、東京税理士会町田支部所属の諸先生方からは、従来にも増して積極的な御支援をいただいておりますことは、特筆されることであり、深く謝意を表するものでございます。

また、去る5月10日には、新しく婦人会が発足され、今後の会活動において御婦人層との調和を図っていく体制が確立されましたことは、幅広い事業活動が熱望されております現状におきまして、大変意義深いものがあり、今後の御活躍に大きな期待を寄せているものでございます。

ところで、わが国の財政状況は非常に厳しい環境にあり、財政再建は国民的な課題であるとも言われておりますが、既に新聞等で御承知の様に、法人税の収納が著しい落ち込みを見せていることや、申告所得税の納税額が近年にない低い伸び率となったことなどにより、当初予算額に比べ大幅な歳入不足が生ずるのではないかと、と言われております。

このような状況にあつて、国民の税に対する関心は従来以上に高まり、税負担の公平に対する期待と要請が強まっております。

私共といたしましては、年々納税者数が増加する反面、職員数の増加は多くを期待できない厳しい状況にありますが、適正かつ公平な課税の実現に最善の努力を重ねているところでございます。

しかしながら、課税の充実を図るにあたりましては、税務知識の普及や指導の面で、今後とも会員の皆様の絶大なる御理解と御協力をお願い申し上げます。幸い当、町田法人会は会員増強の実績、源泉部会、青年部会の意欲的な活動、更には婦人会の発足等、顕著な実績が輝いております。

それだけに、私共の寄せる期待は極めて大であることを、重ねて強調申し上げます。

終りに臨みまして、社団法人町田法人会の限らない発展と会員皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念致しまして、お祝いの詞といたします。





## 祝

本日は、飯田支部長が出席する事になって居りましたが、公務のために急に出張することになりましたので、私がかわりに出席しております。

56年度の通常総会が無事終了いたしましたことおめでとうございます。

過ぎ去った事業年度でございますけれども、立派な成績、特に会員増強におきましては、東京ばかりでなく、全国の中でもすばらしい成績を治めました事をまずもってお祝い申し上げます。

それにつきましては、会長さんはじめ、役員の皆様、また特に今日表彰された皆様の非常な努力があったとお聞きして居ります。

社団法人になりましたから二年目、会員増強が会の運営にとりましては重要な課題であったと思いますが、それが非常に成功に終わったと云う事は、税理士会といたしまして大変喜ばしいことと思います。さきほど東京税理士会町田支部も表彰をお受け致しました私達税理士会町田支部の町田法人会との関係におきましては、先程会長さんからの報告がございましたけれども具体的に新設法人、決算法人の税法説明会、簿記講習等につきましては話合いがつきまして新しく事業に組み入れま

## 辞

東京税理士会町田 副支部長 早川 昇

て法人会の事業活動のこの分野の仕事をさせて頂くということになりました。しかしながら町田支部もまだ100名たらずでございまして運営に限りがありますので法人会さんの十分な希望に添い加ねると思いますが一つ一つのお話を続けまして双方の協力関係を今後とも発展させて行きたいと思っております。今後も引つづき会員増強は非常に重要な課題であると思っておりますので今まで通り税理士会は出来る限りご援助出来ますと云うこともあわせてご報告申し上げたいと思っております。

法人会をとりまく、色々なことにつきましては先程署長さんからご報告がありましたがしいて一言申し添えますれば会社の問題といたしまして、二三日前に発表になりました臨時行政調査会第一部会の報告がございしますが、その中に、法人、個人の記帳義務と云う問題が出て来て居りますがこれらは、今後の法人会の運営にとりまして一つの大きな宿題になろうかと思っております。それらを含み税理士会と法人会が今後ますます協力関係を強め納税者の力になって行きたいと思っております。

おわりに望みまして、町田法人会の発展と会員皆様の繁栄をお祈りし祝辞にかえさせていただきます。

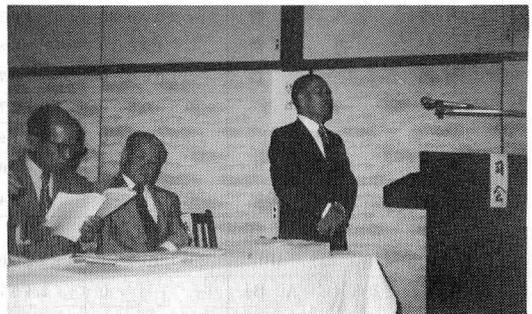


# 第二回通常総会議案書

日 時 昭和57年 5月31日 (月)  
午後2時 ~ 3時  
場所 千 寿 閣  
社団法人 町田法人会

## 次 第

- 第一部 通常総会 午後2時 ~ 3時
1. 開会の辞
  2. 会長挨拶
  3. 議長選任
  4. 議事録署名人選任
  5. 議 事
- 第1号議案 昭和56年度事業報告承認の件  
第2号議案 昭和56年度収支決算報告  
並びに監事監査報告承認の件  
第3号議案 昭和57年度事業計画案承認の件  
第4号議案 昭和57年度収支予算案承認の件  
第5号議案 役員一部変更について
6. 感謝状贈呈
  7. 婦人部会設立披露
  8. 来賓祝辞
  9. 閉会の辞
- 第二部 懇親会 午後3時より



議案説明をする斉藤総務委員長

監査報告をする鈴木西市氏

# 昭和56年度収支決算書

第2号議案

I 収支計算の部

(昭和56年4月1日～昭和57年3月31日)

社団法人 町田法人会

① 収入の部					
科 目		予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
款	項				
会 費	会 費 収 入	16,086,000	18,441,200	+ 2,355,200	期末会員数(2,209)
	基本財産運用収入	3,700,000	3,721,13	+ 2,113	定期預金(基本金)利息
	補助金収入	1,400,000	1,579,900	+ 179,900	大型保障謝金、経営者退職年金委託料等
	雑 収 入	3,500,000	7,156,44	+ 3,656,44	普通預金利息、会員名簿賛助広告料等
	前期繰越収支差額	2,589,374	2,589,374	0	
収 入 合 計 (A)		20,795,374	23,698,231	+ 2,902,857	

② 支出の部					
科 目		予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
款	項				
事 業 費	講 習 講 演 会 費	1,500,000	1,602,055	+ 102,055	各種税法説明会等の費用
	研 究 懇 談 会 費	60,000	98,800	+ 38,800	税務懇談会費、税務関係新聞等
	地 区、支 部 運 営 費	630,000	1,729,500	+ 1,099,500	地区支部運営活動費
	会 報 発 行 費	1,400,000	1,508,135	+ 108,135	
	広 報	150,000	216,500	+ 66,500	野立看板地代、広告料
	連 合 会 費	300,000	274,000	- 26,000	全法連、東法連、三法連等の会費
	会 員 増 強 推 進 費	410,000	450,310	+ 40,310	
	行 事 費	2,000,000	3,183,949	+ 1,183,949	通常総会費用・青年部会の行事費、記念品代等
	通 信 費	400,000	351,100	- 48,900	
	印 刷 製 本 費	400,000	378,200	- 21,800	
事 業 費 計		7,250,000	9,792,549	+ 2,542,549	
管 理 費	給 料 手 当	5,900,000	5,662,841	- 237,159	
	退 職 給 与 引 当 金 繰 入	355,500	355,500	0	
	福 利 厚 生 費	85,000	80,529	- 4,471	
	役 員 会 費	150,000	205,980	+ 55,980	
	委 員 会 費	200,000	126,600	- 73,400	
	旅 費 交 通 費	250,000	403,430	+ 153,430	
	消 耗 品 費	450,000	457,665	+ 7,665	
	水 道 光 熱 費	230,000	186,960	- 43,040	
	賃 借 料	720,000	720,000	0	
	集 金 手 数 料	800,000	1,115,650	+ 315,650	集金件数の増加
	備 品 購 入 費	300,000	527,980	+ 227,980	会議室用の机並びに椅子、応接セットほか
	慶 弔 費	50,000	41,500	- 8,500	
	渉 外 費	200,000	167,120	- 32,880	
図 書 費	100,000	8,000	- 2,000		
雑 費	100,000	67,691	- 32,309		
管 理 費 計		9,800,500	10,127,446	+ 326,946	
事 業 費・管 理 費 合 計		17,050,500	19,919,995	+ 2,869,495	
	電 話 加 入 権	0	86,949	+ 86,949	
	什 器 備 品	0	1,194,000	+ 1,194,000	宛名印刷機、冷暖房機、タイプライター、コピー-D.T 5,200
	予 備 費	3,744,874	0	- 3,744,874	
支 出 合 計 (B)		20,795,374	21,200,944	+ 405,570	
次 期 繰 越 収 支 差 額 (C=A-B)		0	2,497,287	+ 2,497,287	
合 計		20,795,374	23,698,231	+ 2,902,857	

## Ⅱ 正味財産増減計算の部

1. 増加の部				
科 目		決 算 額		摘 要
備 品 増 加 額		1,280,949		宛名印刷機、冷暖房機、コピー、タイプライター、電話加入権
前期繰越増減差額		768,000		会旗、複写機、保証金
増 加 額 合 計 (D)		2,048,949		

2. 減少の部				
科 目		決 算 額		摘 要
減 少 額		0		
減 少 額 合 計 (E)		0		
次 期 繰 越 増 減 差 額 ( F = D - E )		2,048,949		
剰 余 金 合 計 ( G = C + F )		4,546,236		

別紙の通り報告致します。

昭和57年4月30日

社団法人 町田 法 人 会

会 長 三 橋 忠 正

別紙の決算書類を監査したところ、適法かつ正確であることを認め、報告します。

昭和57年4月30日

監 事 岩 沢 正 義 ㊟

監 事 井 上 茂 留 ㊟

監 事 鈴 木 西 市 ㊟

# 貸借対照表

(昭和57年3月31日現在)

社団法人 町田 法人会

資 産 の 部		負 債 の 部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
1. 現 金	95,163	預り金(源泉税、雇用保険料)	20,372
2. 普通預金	2,242,419	2. 固定負債	
3. 当座預金	49,117	退職手当引当金	765,000
4. 貯 蔵 品	130,960	負債合計	785,372
流動資産合計	2,517,659		
2. 固定資産		3. 正味財産	
1. 退職手当積立金		1. 基本 金	5,000,000
定期預金	765,000	2. 剰 余 金	
2. 定期預金(基本金分)	5,000,000	次期繰越収支差額	2,497,287
3. 保 証 金	198,000	増減差額	2,048,949
4. 什 器 備 品	176,400	剰余金合計	4,546,236
5. 電 話 加 入 債	86,949	正味財産合計	9,546,236
固定資産合計	7,813,949	負債及び正味財産合計	10,331,608
資 産 合 計	10,331,608		

## ○ 普通預金

1. 横 浜 銀 行 町 田 支 店	665,055
2. 富 士 銀 行 "	420,210
3. 八千代信用金庫 "	222,892
4. 三 井 銀 行 "	177,160
5. 住 友 銀 行 "	344,564
6. 三 菱 銀 行 "	274,845
7. 安田信託銀行 "	137,693
(計)	2,242,419

## ○ 定期預金(基本金)

1. 横 浜 銀 行 町 田 支 店	2,000,000
2. 富 士 銀 行 "	1,000,000
3. 八千代信用金庫 "	2,000,000
(計)	5,000,000

## ○ 退職積立預金

富士銀行町田支店 定期預金	765,000
---------------	---------

# 財 産 目 録

(昭和57年3月31日現在)

社団法人 町 田 法 人 会

項 目	内 訳	金 額
基 本 財 産		5,000,000
定期預金		
横浜銀行 町田支店 ( #076-867 )	1,300,000	
"          "      ( #116-311 )	700,000	
富士銀行 町田支店 ( #1085742 )	1,000,000	
八千代信用金庫 町田支店 ( #167452-1 )	2,000,000	
運 用 財 産		4,546,236
現 金	95,163	
普通預金		
横浜銀行 町田支店 ( #013854 )	665,055	
富士銀行 町田支店 ( #539960 )	420,210	
八千代信用金庫 町田支店 ( #0164011 )	222,892	
三井銀行 町田支店 ( #4192930 )	177,160	
住友銀行 町田支店 ( #96719 )	344,564	
三菱銀行 町田支店 ( #4440282 )	274,845	
安田信託銀行 町田支店 ( #602320 )	137,693	
当座預金		
横浜銀行 町田支店 ( #014104 )	49,117	
定期預金 (退職手当積立金)		
富士銀行 町田支店	765,000	
貯蔵品 (会員プレート)	130,960	
保証金 (事務所保証金)	198,000	
什器備品		
会 旗 (社団法人町田法人会)	280,000	
複 写 機 (キャノン)	290,000	
暖 冷 房 機 (東 芝)	438,000	
宛 名 印 刷 機	238,000	
タイプライター (シルバーリード)	158,000	
コピーDT5200 (リコー)	360,000	
電話加入権	86,949	
小 計	5,331,608	
預り金	△ 20,372	
退職給与引当金	△ 765,000	
小 計	△ 785,372	
正味財産		9,546,236

### 第3号議案 昭和57年度事業計画(案)承認の件

## 昭和57年度事業計画(案)

### 事業活動基本方針

#### (組織の強化)

1. 健全な納税団体として、事業の公益性を高め、会員増強をさらに強力に推進すると共に、法人会組織の拡充強化を図る。

#### (租税負担の合理化)

2. 適正公平な税制と租税負担の合理化を図るため、全法連のこれに対する動向に合わせ、政府国会に対して強力な要望を行ないその実現を期する。

#### (税務行政への協力)

3. 税務当局との相互信頼により、税務行政への円滑な運営に協力し、申告納税制度に寄与する。

#### (自計主義の推進)

4. 自計主義を徹底し、経営の合理化を図るとともに、自主申告体制を確立するため、誠実な記帳と適正な申告の普及に努める。

#### (企業経営の健全合理化)

5. 企業経営の健全を期し、企業の発展向上を図るため、経営、経理及び税務に関する研究指導を行なう。

#### (会員増強と組織の活用)

6. 組織の強化拡充は、目的達成に不可欠の要件であるため、54年度から全法連の会員増強月間に呼応して統一的運動を実施してきた。その結果著しい効果が得られた。

今後は加入率の維持、更に拡大を図るとともに会員の質的向上に努めることとする。

各役員と会員の連繫を密にすることは、拡大された組織を更に強化するため、従前にも増して必要とされる場所である。そのためには地区或いは支部等に

て開催される諸会議に本部役員は積極的に参加して末端実情を的確に把握し、情報提供の資とするとともに、法人会運営の施策に反映させる。

( 青年部会並びに婦人部会の指導育成 )

7. 法人会活動の一翼をになう青年部会並びに発足をみた婦人部会の法人会活動における重要性に鑑み、これの育成強化をはかることは緊要である。各部会のそれぞれの立場から活動を推進し法人会活動の推進力となるよう育成指導をはかる。

## 事業計画

### 1. 組織の強化

- (1) 会員増強運動の積極的推進
- (2) 各種委員会の機能の強化
- (3) 本部及び地区組織の強化

### 2. 税制関係

- (1) 税制に関する調査研究
- (2) 税制改正要望大会に対する積極的協力
- (3) 政府、国会等に対する要望

### 3. 税務行政関係

- (1) 会員の質的向上
- (2) 税務行政に対する要望意見の具申
- (3) 税務当局との研修会、懇談会等の開催
- (4) 青色申告の普及
- (5) 納税協力団体との協調連携
- (6) その他税務行政に関する事項

### 4. 税務に関する研究指導

- (1) 税法並びに取扱通達の研究指導
- (2) 経営、経理の自主点検の普及並びに申告水準向上のための指導
- (3) 源泉徴収事務の適正化に関する指導

- (4) 小規模法人に対する記帳指導の推進
- (5) 既存ブロック制の共催事業の活用
- (6) その他税務に関する事項

5. 講習会、説明会関係

- (1) 税法、簿記、会計、経営に関する講習会の開催
- (2) 各種説明会の開催
  - (イ) 改正法令等の説明会
  - (ロ) 年末調整等に関する説明会
  - (ハ) 源泉徴収事務に関する説明会
  - (ニ) 決算書、申告書作成に関する説明会
  - (ホ) その他税務に関する説明会
- (3) 税理士会に対しての講師派遣の要請

6. 広報、出版関係

- (1) 機関紙、法人会報の発行
- (2) 各種資料の収集並びに頒布
- (3) 参考図書、説明会用テキストの取次
- (4) 改正税法、並びに取扱通達等の速報
- (5) その他広報に関する事項

## 昭和57年度収支予算書 (案)

(昭和57年4月1日～昭和58年3月31日)

社団法人 町田法人会

① 収入の部					
款	科 目 項	昭和57年度 予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
	基本財産運用収入	403,500	370,000	+ 33,500	基本金(定期預金)利息
	補助金収入	1,596,000	1,400,000	+ 196,000	大型保障謝金ほか
	雑収入	100,000	350,000	- 250,000	普通預金利息
	前期繰越収支差額	2,497,287	2,589,374	- 92,087	
	収入合計	2,513,477	2,079,374	+ 433,943	
② 支出の部					
款	科 目 項	昭和57年度 予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
	研究懇談会費	300,000	60,000	+ 240,000	税務懇談会費、税務関係新聞等
	地区、支部運営費	1,000,000	630,000	+ 370,000	
	会報発行費	2,400,000	1,400,000	+ 1,000,000	会報(4回)印刷費並びに郵送料
	広報費	250,000	150,000	+ 100,000	野立看板地代、広告料等
	連合会費	300,000	300,000	0	全法連、東法連、三法連会費等
	会員増強推進費	600,000	410,000	+ 190,000	
	行事費	3,850,000	2,000,000	+ 1,850,000	通常総会費、青年部会、婦人部 会費等
	通信費	400,000	400,000	0	
	印刷製本費	400,000	400,000	0	
	事業費計	11,850,000	7,250,000	+ 4,600,000	
管 理 費	給料手当	8,000,000	5,900,000	+ 2,100,000	事務局職員1名増員
	退職給与引当金繰入	433,400	355,500	+ 77,900	
	福利厚生費	100,000	85,000	+ 15,000	
	役員会費	450,000	150,000	+ 300,000	
	委員会費	200,000	200,000	0	
	旅費交通費	420,000	250,000	+ 170,000	
	消耗品費	470,000	450,000	+ 20,000	
	水道光熱費	230,000	230,000	0	
	賃借料	720,000	720,000	0	
	集金手数料	1,320,000	800,000	+ 520,000	集金件数の増加による増額
	備品購入費	100,000	300,000	- 200,000	
	慶弔費	70,000	50,000	+ 20,000	
	渉外費	250,000	200,000	+ 50,000	
	図書費	10,000	10,000	0	
	雑費	100,000	100,000	0	
	管理費計	12,873,400	9,800,500	+ 3,072,900	
	事業費、管理費合計	24,723,400	17,050,500	+ 7,672,900	
	予備費	411,387	3,744,874	- 3,333,487	
	支出合計	2,513,477	2,079,374	+ 433,943	

## (社) 町田法人会に 婦人部会誕生

新緑の5月10日、婦人部会の設立総会が執り行なわれました。当日は婦人部会設立にふさわしい、風薫る好天に恵まれ、町田税務署の三階会議室に部会員30数名と、来賓として西川町田税務署長並びに、東京税理士会町田支部の山内税理士先生他本部役員10数名のご臨席を頂いて午後2時より(株)町田木材 守屋てい様の司会にて、神蔵興業(株)神蔵玉枝様の開会のことばに続き三橋法人会長の挨拶と鈴木副会長の婦人部会設立の経過報告があつて発起人代表として(株)堤ビル 堤敏子様のご挨拶について次第により議長として発起人代表の堤敏子様を選出され議長席につき、議事に入る。

第1号議案 婦人部会規約(案)承認の件 第2号議案 事業計画(案)承認の件 第3号議案

収支予算(案)承認の件 第4号議案 役員選任に関する件については(株)堤ビル 堤敏子様が婦人部会長として選任されその他役員は別記の如くにて、ここに第1号議案より第4号議案のすべてが承認可決され議事の全部を終了し引続いて次第によって役員のご紹介、部会長の挨拶、来賓のご紹介、続いて来賓西川町田税務署長のご祝辞を頂き(株)マツヤマ 松山節子様のご挨拶があつて婦人部会設立総会の総べての議事が滞りなく終了(社)町田法人会に部会員51名をもって、婦人部会が誕生しましたことをご報告致し今後の活躍を期待する次第であります。

なお、婦人部会へご入会のご希望がありましたら、法人会事務局(26)2453へご連絡下さい。入会を特におすすめ致します。



## 婦人部会役員ご紹介

部会長	堤 敏子	(株) 堤ビル	中町3-9-1	25-1001
副部長	神 蔵 玉 江	神蔵興業(有)	能ヶ谷1088-1	35-3425
〃	中 島 明 江	なかじま商事(株)	原町田6-8-6	25-2211
会 計	土 方 いよ子	(株)町田電子計算センター	原町田2-2-6	23-1328
会計監査	宮 沢 チ ズ	(有)宮沢商店	玉川学園2-11-24	32-8038
〃	松 山 節 子	(株)マツヤマ	原町田4-10-19	22-8211
〃				
幹 〃 事	飯 島 重 子	(有)飯島薬局	相原町1733	72-6321
〃	若 林 悦 子	(有)若林工務店	根岸町300	91-1192
〃	佐 藤 キクエ	(有)町田工芸	常盤町3295-7	97-7211
〃	藤 田 曜 代	鶴川石油(株)	大蔵町797	35-5671
〃	三 沢 靖 代	(有)ミサワゴルフセンター	木曾町2077	91-0756
〃	古 谷 未 子	(株)コタニ工務店	鶴間602-2	95-2581
〃	守 屋 て い	(株)町田木材	森野2-27-12	22-4457
〃	桶 田 芳 枝	(株)ボックス	小川2-15-5	96-9661
〃	金 子 ハ ナ	(有) 金子組	金森614-4	23-3142

### ❖振ってご参加下さい (社) 町田法人会協賛の講演会❖

- 日 時 57年7月21日(水)  
午後6時30分～9時30分まで  
受付は 6時15分より会場にて
  - 会 場 町田市民ホール Ⅲ 28-4300
  - 演 題 ☆経済の見通しと土地・住宅問題  
☆57年度土地税制の改正について
  - 講 師 日本大学教授 田中啓一氏他
- ☆ 当講演会は(社)東京都宅地建物取引業協会町田支部の15周年記念事業として開催されるもので、広く会員の皆様の受講をお待ちしております。

🌸🌸🌸 税務署からのお知らせ 🌸🌸🌸

## 昭和57年度税制改正

### (法人税関係)の主要項目

**1. 延納制度の縮減**

確定申告による法人税額に係る延納割合が、  
現行の2分の1から4分の1に引き下げられ  
また、中間申告による法人税額に係る延納制  
度は廃止されました。

(適用時期)

昭和57年4月1日以後に終了する事業年度(中

間申告書については、昭和57年6月1日以後  
に提出期限の到来するもの)から適用されま  
す。

**2. 貸倒引当金の法定繰入率の引下げ**

貸倒引当金の法定繰入率が次のとおり引下げ  
られました。

区 分	改 正 前	改 正 後	
		昭 和 57 年 度	昭 和 58 年 度 以 降
卸 売 業 及 び 小 売 業	16	14	13
	1,000	1,000	1,000
割 賦 販 売 小 売 業	20	18	16
	1,000	1,000	1,000
製 造 業	12	11	10
	1,000	1,000	1,000
そ の 他 の 事 業	10	9	8
	1,000	1,000	1,000

(適用時期)

昭和57年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

**3. 価格変動準備金の設定対象資産の範囲の縮減**

価格変動準備金の設定対象資産のうち、価格  
変動の著しい物品以外の物品が対象資産から  
除外されました。

(適用時期)

昭和57年4月1日以後に開始する事業年度か  
ら適用されます。

**4. 交際費等の損金不算入額の計算の改正**

支出交際費等の全額(ただし、資本金1,000

区 分	改正前	改正後
① 損金不算入割合	90%	100%
② 交際費支出額が増減した場合 の特例計算 (基準交際費との比較)	あり	廃 止
③ 定額控除額(年当たり)		
資本金1,000万円以下の法人	400万円	400万円
資本金1,000万円超5,000万円 以下の法人	300万円	300万円
資本金5,000万円超の法人	200万円	0円



## 「法人税申告書別表二」の記載についてのお願い

皆様があまり関心をお持ちでないことだと思いますが、大切なことがあります。

それは「法人税申告書別表二」です。この「法人税申告書別表二」は法人税の計算に直接関係がないため、申告書に株式（出資）の所有者並びに所有株（出資金額）数の記載が正確でない場合や記載されていない場合が多々見受けられます。

しかしながらこの表は後日、相続や贈与につい

ての税務上の証拠となる大切なものですから正確に記載してください。

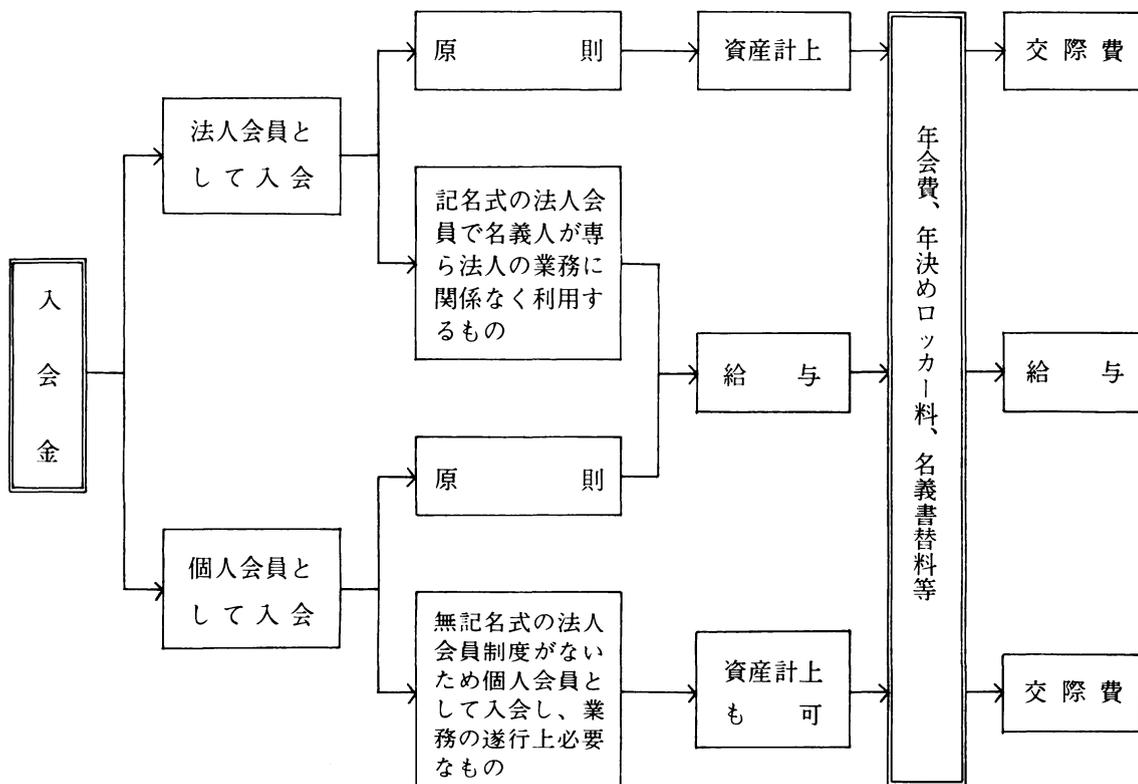
また、相続や贈与の場合の株式（出資）の評価額は額面の金額ではなく、評価方法がありますのでご注意ください。

なお、詳細は税務署資産税部門内へお尋ねください。

## ●ゴルフのための費用は交際費か●

◆◆◆◆ 公私のけじめをはっきりしよう ◆◆◆◆

ゴルフクラブの入会金など（法基通9-7-11、9-7-13）



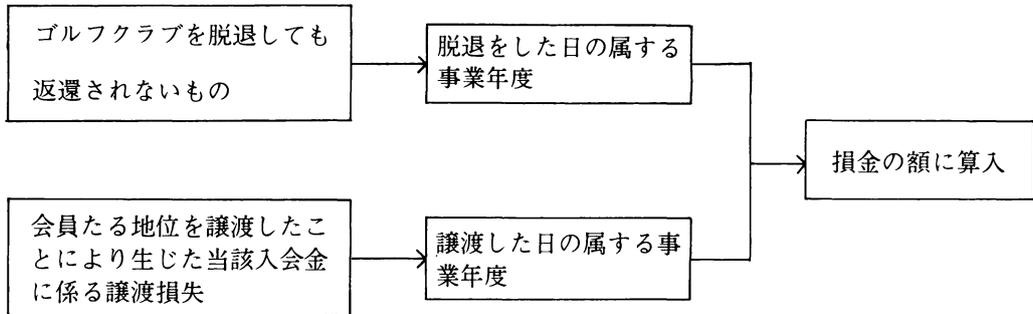
(注) プレーに直接要する費用 → 業務の遂行上必要 → 交際費  
 (※入会金を資産に計上しているかどうかにかかわらず) → その他のもの → 給与

〈留意点〉

◇ 入会金は、ゴルフクラブに入会するために支出する費用をいいますので、他人の有する会員権を購入した場合でも、その購入代価のほか、名義を変更するために支出する費用も

含まれることになります。

◇ 資産に計上した入会金を、償却することは認められませんが、ゴルフクラブを脱退した場合には、次のように取扱われます。



## 57年分所得税の主な改正のお知らせ

### 1 同居特別障害者の特別控除の創設

特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族が、納税者又は納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者である場合には、その控除対象配偶者や扶養親族についての配偶者控除額や扶養控除額が34万円（これまでは29万円）に引き上げられました。

### 2 住宅取得控除の改正

住宅取得控除については、次のような改正が行われた上、その適用期限が2年延長されました。

(1) 昭和58年1月1日以後に住宅取得控除の適用対象となる新築住宅又は既存住宅を居住の用に供した場合には、住宅取得控除額のうちいわゆる住宅ローン控除の控除率が7%（これまでは5%）に、控除限度額が5万円（これまでは3万円）にそれぞれ引き上げられました。

なお、昭和57年12月31日以前に居住の用に供した住宅については、従来どおりの控除が受けられることになっています。

(2) 昭和57年1月1日以後に次に掲げる特例の適用を受けて取得した住宅については、住宅取得控除が受けられないことになりました。

イ 居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例

ロ 居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例

ハ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火共同住宅の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

### 3 居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例の創設

居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例が創設されました。

これにより、個人が自己の居住の用に供している家屋又は家屋とともにその敷地（譲渡の年の1月1

日において所有期間が10年を超えるものに限る。)を譲渡し、その譲渡の年の前年(昭和57年分についてはその譲渡の年である昭和57年)1月1日から譲渡の年の翌年12月31日までに自己の居住の用に供する家屋又はその敷地を取得した上、その譲渡の年の翌年12月31日(譲渡の年の翌年中に取得した場合は、譲渡の年の翌翌年12月31日)までにその家屋又は敷地を自己の居住の用に供した場合には、一定の要件の下に、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円控除の特例との選択により、いわゆる買換えの特例(譲渡価格が買換資産の価額以下である場合には課税されず、譲渡価格が買換資産の価額を超える場合にはその超える金額についてのみ課税される。)が受けられることになりました。

なお、居住用財産の交換の場合の長期譲渡所得の課税についても同様の特例が創設されました。

〇月〇日



## 役員 の 社 葬 費 用

当社の会長が死亡したため、生前会社での業績に報いるため社葬を行った。

遺族が負担しなければならない部分を除き葬儀に要した費用は、すべて当社で負担した。

また、この場合に参列者が持参した香典は、すべて、遺族に渡した。

社 葬

## 税 務 上 の 取 扱 い

### ❖ 当社の処理 ❖

社会通念上相当と認められる程度の葬儀費用であれば、負担した費用は会社の損金となります。

#### 【解 説】

故人の経歴や会社における地位、法人の規模等いろいろな事情を考え合わせて、社葬を行うことが相当と認められる事情にあるときは、これに要した費用の額のうち社葬のために通常要する金額は、これを当該法人の福利厚生費等として損金の額に算入することができます。(法基通9-7-19)

なお、社葬のための費用には遺族が個人的に負担しなければならない香典返し費用、戒名料、墓碑及び墓地の購入費、墓地の永代使用料、法会に要する費用等は含まれません。

また、香典は遺族に対する弔慰のしるしとして故人の霊前に捧げるものであるとの考え方から法人の収入とししないで遺族の収入とすることができます。(同通達(注))

# 東京都からのお願い

## 法人住民税・事業税の 申告書等提出について

—— 経過措置期間中は、これまでの様式で ——

このたび地方税法施行規則の一部改正により、法人住民税・事業税の申告書等の様式が昭和57年4月1日より改められることになりましたが、本都の申告書等の様式につきましては、経過措置期間中（昭和57年4月1日から昭和59年3月31日まで）は、これまでの様式を使用して申告くださるようお願いいたします。

なお本部では、事務の高率化を図るため、法人住民税・事業税の事務を電子計算組織により処理していますので、経過措置期間中はもとより、改正規則様式に切り換えたのちも、各法人あてに申告期限が近づきますと都税事務所から「法人番号」（都税事務所です書類等の整理を行う場合に使用する番号です）等をあらかじめ印字した申告書等を送付いたしますので、お送りした用紙を使用して申告くださるようお願いいたします。

## ☆ 税務相談日のお知らせ

国税局税務相談室から、相談官が出張相談

◎会場 町田税務所 相談室

TEL 28-7211

◎相談日 毎月 第3週 木曜日午前9時から

相談は、匿名でもかまいません。

税金の相談は、お気軽に  
あなたの身になって、相談をお受けします。

## ☆ 税理士会町田支部よりのお知らせ

税務についてのご相談をお受けしています。税務についてお困りになっている方は何なりとも、ご相談に応じます。

※無料です。

◎場所は 町田税務署の正面玄関前の建物、  
町田税務経営指導所

TEL 29-0777

◎相談日 毎月 第3週 木曜日午前10時から

## ☆☆ ご注意 ☆☆

最近、会社を訪問していかにも税務職員と思わせるような言動をとり、税務に関する出版物の購入を勧誘し、購読料等の要求をしている事例がありますが、税務署及び法人会とは全く関係ありませんので、ご注意ください。

また、税務署職員と名乗って電話で会社の経営内容等を聞きだすといったことも増えているようです。

少しでも「不審な点」がございましたら税務署または法人会にお電話下さい。

町田税務署 TEL 0427-28-7211

(社)町田法人会 TEL 0427-26-2453

## 印 紙 税

私たちは、毎日の生活の中でいろいろな文書を作ったりもらったりします。このような文書の中には、不動産売買契約書、借借証書、領収書などのように印紙税がかかるものがあります。

印紙税は、印紙税がかかる文書を作った人が、その文書に定められた額の収入印紙をはって、文書と印紙の両方にかかるように消印をして納める税金です。

① 一つの契約について、契約書を何通も作る場合はその全部に収入印紙をはらなければなりません。

② 不動産の売買契約をするときに、契約書の一通だけを「正本」とし、その他のものは「写」「副本」「謄本」などと表示する場合がありますが、契約する人の署名や押印のあるものには、正本と

同じように収入印紙をはらなければなりません。

③ 覚書、念書、差入書の成立したこと等を証明するものは、契約書としての収入印紙をはらなければなりません。

④ 請求書に「相済」又は「了」などを書いたものは、請求した金額を受取ったという事実を証明するものから、金銭の受取書として印紙税がかかりません。

⑤ 後で正式な領収書を発行することになっている仮領収書でも、受取ったという事実を証明するものから、受取書としての収入印紙をはらなければなりません。

印紙税額など詳しいことは、税務署または税務相談室へお尋ねください。

## 地区会 役員さんのご紹介 (その2)

### 町田中央地区の巻

(各地区順を追って毎号にてご紹介致します)

町田中央地区は、中町、森野の2支部にて構成され、小田急線に添って西北に位置し、第1支部は、中町1丁目～4丁目の全域にて、小田急線町田駅を起点として北方に位置し、第2支部は、森野1丁目～6丁目の全域にて、小田急線町田駅の西方に位置し更に西側は境川に添って神奈川県相模原市に接し、両支部共住宅街と商業地帯が大半を占め、特に第1支部の中町は、市役所の所在地にて、これに付随した、図書館、分室、小中学校

その他都立町田高校等の公共施設の他、町田税務署、町田消防署、法務局町田出張所、町田保健所等の諸官庁が所在し、市行政の中心地として、また第2支部の森野は小田急線、国鉄横浜線の各町田駅を狭んで、市民の足であるバス発着のターミナルがあり特に小田急線町田駅にあっては、1日の乗降客17万人を数え朝夕の雑踏は云うまでもなくその周辺は常に活況を呈しています。



町田中央地区会長  
(株) 久美堂  
井之上 哲夫  
原町田6-11-10  
22-2021  
会員加入率 70%



町田中央地区副会長  
(株) 家具の大正堂  
渋谷 栄二  
森野1-13-14  
23-1612



第1支部長  
(株) 飯田屋本店  
飯田 直敏  
中町2-19-15  
23-0711  
会員加入率76.6%



第2支部長  
(株) 三和  
小山 克己  
森野3-15-22  
25-1518  
会員加入率64.2%

### 税のプロムナード

#### 事前対策が肝要

税金対策は、早期の事前対策が肝要。税額が決まってから「こんなに沢山納めなければいけないのか」と、慌てても後の祭り。

よく、「素人の生兵法は大怪我のもと」といいます。月並ですが、早めの確な税知識を知り、正しい税務処理をやっておくことが何よりも大切です。

「餅屋は餅屋」といいます。分からないことは、税の専門家のアドバイスを受けるようにしましょう。

税務署や税務相談室へ気軽に相談を。

## 短 信

### 青年部会第3回総会開催される ～全議案満場一致にて承認可決～

5月13日、午後六時より町商会館二階会議室に於て青年部会第3回総会が部会員33名の出席を得て開催された。ご来賓に町田税務署法人税部門大津第一統括官殿並びに真籠指導官殿をむかえ、親会より三橋会長、石井、鈴木両副会長、井上理事臨席のもと、細野利行部会幹事の司会により開会、議長に杉浦部会長を選任し議事に入った。出席部会員の極めて熱心な参加姿勢のなかに上程されました全議案承認可決を得ました。議事終了後大津統括官より来賓祝辞を、三橋会長よりご挨拶をそれぞれ頂戴しとどこおりなく総会が終了致しました。次いで場所をかえての懇親会はなごやかな明るい雰囲気の中で約二時間に亘り開かれた。お楽しみの中だけでも時には真剣な意見交換、情報交換がそこかしこで展開されるなど意気軒昂な懇親会となりました。

### ～事業報告並びに事業計画にふれて～

青年部会長 杉浦信男

本日、社団法人町田法人会「青年部会」第三回総会の開催にあたり、町田税務署長はじめご来賓各位様並びに親会会長をはじめ役員各位様には大変ご多用にも拘りませずご臨席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

また、部会員の皆様方には業務ご多忙の中ご出席下さいまして誠に有難うございます。

ご周知の通り、昨年度親会、町田法人会は社団法人に改組以降実質初年度として始動年度に相応しい事業活動が推進されたのであります。

殊に昨年末には、会員増強委員会を中心に役員、会員一丸となって展開した会員増強運動によりかつてない多数の新会員を迎えることが出来たのであります。

その結果、組織率において70%を凌駕し都内最上位クラスの法人会にランクされるに至ったことは誠に特筆すべきことであります。わたくしども青年部会は、これらの組織の強化と整備のなかで主体性をもった事業活動を推進してまいりました。

詳細は事業報告書をもって報告に及んでおりますが、総体的にはほぼ事業計画に沿った活動の取組みはされましたことを報告申し上げる次第でございます。

改めて、ご参画またご参加下さいました部会員の皆様方、並びに関係者各位に深く感謝申し上げます。

青年部会は法人会機構のなかで若い世代の集団として位置づけられております。

部会員の内容は大宗、代表者40%、後継者50%、管理職10%の構成比となっておりいずれもが社業の最前線にある青年経営者でございます。

従って法人会活動に対する関心と重要性を抱きつつも、これが活動に昼間の時間帯を削ぐことには非常に困難な立場にあり、社業業務が一段落する夜間を活動についやしてまいりました。

特別なプロジェクトや相手先の都合がある場合を除いて全ての会議、見学会を除いた全ての行事は夜間に開催したのであります。

このことは親会の役員会や各委員会のもち方に比べ、青年層の法人会活動の在り方、かかわり合いの方途として大きな特質を示している事例ではないかと思うのであります。

さて、全国的に青年層が法人会活動に参画する所謂青年部会の創設は、にわかに、ここ数年の傾向で会歴、実績とも比較的浅く、しかも活動の方向性や水準にかなりの格差があり、先達の範が乏しい実情にあります。

このような状況のなかで当部会は町田流、手造り方式とでも申すべき方策と組織を確立し、自からの力の及ぶ範囲で事業活動の取組にまいりました。

わたくしどもの努力は誠にささやかではありますが一応の結実をみましたことは、何と申しても講演会、セミナーの講師各位の格段のご協力の賜であり又見学研修会の要請に応じて頂いた諸会社のご協力にあったことは勿論でございます。

しかし忘れてはならないのは計画の実現に陰で支えていただいた東京放送、町田市役所、町田税理士会、中央大学、東京電力、いすゞ自動車等枚挙にいとまがない多数の関係者のご尽力があったことを特に銘記する次第でございます。

ともあれ会務運営に未熟さを痛感する一方、一部日刊紙や業界紙上で活動が採り上げられ、その動向と意見が注目されていることも事実であり、また最近都内青年部会より交流の意向がよせられるなど想起すると当部会の活動の第一歩がそれなりの評価と意義づけがなされている証左ではないかと思料するものでございます。

大変簡単ではございますが以上をもって昭和56年度事業報告の締めくくりとさせていただきます。

さて、本事業年度は昨年度の基調を更に発展させた会務の推進をはかると同時に部会内部の課題の取組を期す年次でもございます。それは部会設立準備より一体となって会務を担当しております役員の任期が規約上今年度で満了を迎えることにあります。

いうまでもなく組織は人間対人間の関係で成り立っている以上青年部会のこれからの方向性盛衰如何も正に人の問題であり会員各位の意識の問題に帰するのではないのでしょうか。

青年部会のゆるぎない礎を築くべく組織機構の再点検をはかり、多様なニーズを捉えた巾広い分野での活動を促進し、コミュニケーションの密度を上げ部会活動の理解者、実践者が数多く輩出する基盤を醸成する必要性を感ずるものであります。そのためには、活動の門戸を極力開放し、公開行事を定着させ広範な事業活動を通じ部会員の増嵩をはかると同時に組織的体質強化が緊要と思うのであります。

さて、法人会組織は諸外国に例をみない我国独特の納税者団体として全国の会員数は87万社にものぼっていることはご承知の通りでございます。

戦後の復興期から高度成長期へと経済の繁栄を

背景とし税務問題に対する経営上の関心と期待にマッチしたいわば時代の要請として法人会が発展伸張し今日に至ったものと思うのであります。しかし経済基調は石油危機を境に一変したと申しても過言ではありません。

ちなみに先に国税局より発表された昭和55年度「法人企業の実態」によると全国1,449,549法人のうち欠損法人は698,912社と実に半数に及ぶ48.2%が赤字法人であることが指摘されております。

欠損の内容についてはとかくの議論や見方があるようですが兎に角50%に近い法人が赤字申告を余儀なくされていることはまぎれもない事実であります。

全国レベルの計数にせよ厳しい経営環境を如実に示す傾向値として直視しなければならないと思うのであります。

これらの状況のなかで会員の最大の関心事課題はどんなもののでしょうか。

今、法人会に対して最も望まれているものは何か？  
どんな機能を発揮し会員の負託に応えるべきか？  
各々の立場で考えなければならない時期に至っているのではないのでしょうか。

社会的存立の条件上からも少なくとも時代の流れに則し時代とともに歩む基本姿勢だけは堅持してゆきたいものです。

従って既存路線の踏襲に眼を注ぐだけではなく時流に対応した創造的事業活動に一層努力することが肝要です。

本事業年度は以上の観点に立脚し部会員の真のニーズを適確に捉える努力にこころし、コミュニケーションを深め、豊かな感性をもった青年経営者として資質の向上と力の涵養に斉合する部会運営を期す所存でございます。

若き世代の有する斬新な発想と果敢な行動力をもって部会活動を推めようではありませんか。

どうぞご支援ご協力の程切にお願い申し上げます。

最後となりましたが、ご来賓各位並びに親会役員各位様のお一層のご理解とご指導を心よりお願い申し上げおあいさつと致します。



三橋 法人会長



大津第一統括官



杉浦青年部会長

## 青年部会第2回見学研修会・ いすゞ自動車(株)藤沢工場にて 実施される。

世はまさにくるま社会、しかも自動車産業は秀れた経営管理、ロボット導入による自動化生産ラインをはじめとする絶え間ない技術革新の努力などで内外の厳しい競争原理のなかで世界の最先端に位置しております。そこで青年部会では自動車の製造現場を見学し現状の理解と自からの研鑽の一助を目的とした見学研修会を2月3日、いすゞ自動車(株)の主力工場・藤沢工場にて実施した。参加者30名、定刻8時30分国鉄町田駅前を貸切バスにて出発、9時40分広大な敷地に整然と工場群が林立する同工場に到着した。同社社員の丁寧な出迎えをうけ全員レクチュアールームに集合。井上製造部長より同社工場の説明をうけ、次いで生産工程を平易に解説した映画により予備知識を吸収した後いよいよ核心の生産現場の見学となった。特別なはからいをいただき通常の見学者コースからはずれ、溶接火花がとびちり、無人運搬車が行きかう現場の立ち入りが許されたことはなんとも幸運であった。製造部長並びに製造課長がじきじきに説明者として同行され、第3工場のプレス工程、第2工場の車体組立工程、生産管理のコントロールタワー、第1工場の株械加工・エンジン加工工程と流れる如き状況でつぶさに見学した。特に話題の溶接ロボットの前では(我国最新鋭一工

程60ヶ所以上を溶接する)一同驚きの声、またロボットとロボットのはざまに働く若い労働者のモラルに一同大いに敬服、人間の底知れぬ英智を今更ながら感じた次第である。昼食をはさみ午後より井上製造部長を中心に懇談会を開催、労務管理、経営管理、下請制度、生産技術、貿易摩擦問題など広範にわたり終始若者らしい活発な質疑と意見交換が行なわれ極めて内容の充実した研修会となりました。なお今回の催しは当法人会役員(株)アイコー様に多大のご尽力をいただいたことを特に付記する次第です。

(記 青年部会長 杉浦信男)



# 新会員のご紹介

自 57. 1. 1  
至 57. 5. 31

法 人 名	代 表 者	所 在 地	業 種	電 話
(有) 更 級	松本 隆司	金井町1920-10	生麺、乾麺製造販売	34-5 5 1 2
(有) 日 制 電 機	佐藤 安宏	玉川学園1-22-3	自動制御盤製作設計	25-5 5 9 6
(株)ブレーン、ハウス	井口 吉明	山崎町2.200 山崎団地2-2-209	マーケティング企画	91-8 6 0 7
(有) 薄 井 建 業	薄井 茂靖	忠生3-1-11	建築一式	97-0 7 4 7
(株)サンキョウイン コーポレイテッド	許 加代子	南つくし野1-6-18	貿 易	95-2 2 6 3
(有) お か べ	岡部ミチ子	つくし野1-33-14	化粧品、洗剤の販売	95-5 8 3 3
(株) ロ ジ ッ ク	大脇 秀雄	鶴間553-3 センチュ リーハイイツ町田17-104	情報処理産業	96-1 8 0 1
(有) ジ ャ ポ ネ	小栗 慎一	小川2-11-4 町田コ ーポタウン11-302	飲食店経営	95-7 3 9 9
(有)ベロア、ササキ	佐々木勝弘	小山町1968-2	皮革製品製造販売	97-2 2 0 2
(有)佐々木製作所	佐々木一雄	森野6-319	電気部品組立製造	25-3 3 4 1
(有)中川電気商会	中川 義夫	森野2-30-12	電気工事業	22-4 4 1 6
幸 正 建 設 (株)	渋谷 利幸	森野6-359	建 設 業	28-9 1 4 1
(有)かのえ商事	藤原 定雄	原町田2-8-14	理 容 業	28-7 9 2 2
(有)ソフトウェア研究所	池田 浩	金井町3,133 藤の台 団地3-22-402	コンピュータ コンサルタント	27-6 3 2 0
(株)OMBオビニオン	内田 實	本町田2,236	新製品開発販売	25-0 4 4 3
(株)井原製作所	井原 利久	金森3 1 4	抜型製造	27-1 7 4 1
(株)浜野屋酒店	原 三郎	金森1-3-1	酒類小売販売	22-7 2 8 0
(有)梅澤商事	梅澤 新一	山崎町2,200 2-4-104	アクセサリ卸販売	91-8 7 3 1
(株)東邦電子	沢田 良隆	忠生2-33-7	電子部品組立	93-0 3 0 1
エース電機(株)	磯川 武雄	忠生1-29-13	ビデオ部品組立	93-0 6 4 1
(有)スギ電子	杉山 元治	木曾町2 0 6 5	電機器具部品製造	93-0 2 5 8
(株)メカトロニス	木本 広子	忠生1-14-8	生産自動化設備開発	93-0 3 5 3
(有)嘉数興業	嘉数 詠文	山崎町1091-19	内装工事	93-3 1 1 1
(有)三笠厨房興業	鳥越 秀司	鶴川5-4-13-504	厨房機具の販売修理	35-7 2 5 9
(有)アテック	前川 瑞久	南成瀬2-24-6	建設内装	28-1 7 7 4
(株)西東京マツシマ	堀越喜四郎	成瀬2323-9	家庭用品の販売製造	25-2 6 3 0
(有)五十嵐企画	五十嵐敏高 五十嵐友二郎	南大谷1,629	飲 食 店	26-3 1 0 6
(株)エトセトラ	市川 智章	原町田6-11-6	アクセサリ、 室内装飾卸、小売	22-4 4 7 3

法 人 名	代 表 者	所 在 地	業 種	電 話
(有) 毎 日 興 徳 産 業 (株)	朴 允 龍 劉 興 堯	原町田4-3-9号 〃 4-4-7	サービス業 高級中国料理	25-1501
(有) 広瀬工務店	広瀬 留吉	〃 4-4-2	建 築 業	22-2853
大 谷 青 果 (株)	大谷 トシ	〃 6-21-27	青 果 業	22-2271
(株) ボルネス本社	二子石邦雄	寺田ビル <sup>6-29-4</sup> <sub>4F-E</sub>	建築・資材	28-0052
(有) 町田日新堂	渡部 篤美	原町田6-21-1	メガネ、コンタクト販売	28-0102
(株) 東昇実業	東田 守夫	〃 6-10-10	飲食業、遊技場経営	28-7932
(有) 小口工業	小口 辰芳	〃 1-18-13	左 官 業	23-0741
大共プラント工業(株)	久保田貞昭	〃 3-8-4 堤ビル	機械器具設置配管工事	22-6571
(有) 豊 商 事	豊島 紀芳	本町田2,387	金融その他	25-7931
(有) 山下設備工業	山下 徳愛	つくし野2-16-8	空調、水道、給排水	96-0202
(有) 日比野電子計器	日比野忠雄	金森1,342	計 測 器	96-8152
(有) フサミボーリング	不破 一夫	高ヶ坂1,020	ボーリングマシン販売修理	26-4544
(有) 細川製作所	細川 興司	小山町1,629-2	熔 接	97-2046
尚 栄 機 工 (株)	野本 幸助	木曾町2,299	紙器、機械設計製作	91-3502
マチダ電機工業(株)	沢田 光男	〃 1,759	電気機械器具製造	91-2422
(有) アスカ電建	佐藤 長吉	常盤町3,312-2	電気工事	97-2422
(有) 旭日商事	清水 健治	中町1-1-3	飲 食 業	28-7893
(有) コンピュータシ ステムデザイ	吉田 潤	南成瀬3-2-10	コンピュータプログラ ム試作	28-7544
(有) イガヤ建装	桑原 博允	原町田1-18-3	一般建築	22-3093
アイテック(有)	鈴木 光	〃 3-8-4	コンピュータシステム 開発設計	22-4511
(有) 大丸石材	吉瀬 大丸	鶴川5-3-10-405	石工事一式	35-8824
ハウス興業(株)	夏梅 忠生	能ヶ谷町821	プレハブ販売施工	62-0206
(有) 西海岸	櫻井 一夫	〃 69	飲 食 業	34-6536
太陽技研(株)	渡辺 能行	金森1,369-5	住宅機器販売	96-9966

**訂正**

昭和56年11月14日発行の晩秋号(第4号)掲載、新会員のご紹介中、16P(株)楽大楽器並17P(有)山川電子の法人名が誤ってましたので、謹んでお詫び申し上げますと共に、下記のとおり訂正させていただきます。

法 人 名	代 表 者	所 在 地	業 種	電 話
(株) 音 大 楽 器	山下 宗徳	原町田4-23-16	楽器販売	28-6531
(有) 山 川 電 子	山川 智美	野津田町3210	電子機器	35-2656

# 融資のご案内

お気軽にご相談下さい。

国民金融公庫八王子支店 電話 (0426) 46-7711 (代)  
 詳しくは (社) 町田法人会へ TEL 26-2453・4132

## ◆ 事業資金を必要とされる方へ

### ご利用いただける方は

- 個人または法人で、次のいずれかに該当する方です。

資本金 1,000万円以下

従業員 100人以下(商業・サービス業の場合は50人以下)

これに該当しない方でもお取扱い出来る場合がありますので、ご相談ください。

なお、新しく事業をお始めになろうとする方のご相談も承っております。



- ほとんどの業種の方にご利用いただけますが、金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種の方はご利用いただけません。

### 資金の使いみちは

#### 運転資金



商品の仕入れに

例

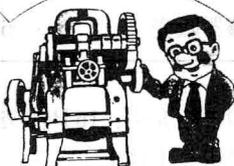
- 店舗を広げたので商品の品数をふやしたい
- 在庫の補充をしておきたい
- 取扱商品を新しい商品に切りかえたい

資金繰りに

例

- 買掛金や手形の決済資金がほしい
- ボーナスの支払い資金がほしい

#### 設備資金



工場・店舗などの建築に

例

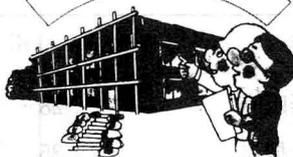
- 工場・店舗の新築・増改築・改装をしたい
- 従業員宿舎や厚生施設を新設したい

機械・車輛などの購入に

例

- 経営合理化のために高性能の機械を購入したい
- 機動力を増すために車輛を購入したい
- 什器・備品を更新したい

#### 特定設備資金



取扱商品の変更に際しての設備に

例

- 薬局で化粧品のウェイトを高めるためショーウィンドを増設したい
- 活版印刷からオフセット印刷のウェイトを高めるため、印刷機を購入したい

業種の変更に際しての設備に

例

- 婦人服の仕立からブティックに切替えるため、店舗を改装したい

# 町田税務署管内町田法人会福祉制度のあれこれ

## (1) 経営者役員のみなさんに

ガンも地震も海外旅行の事故も（入院）（医療）（休業）（手術）もこんなに幅広い保障がある法人会の経営者保障制度こんな保障があるのを御存じでしたか？ しかも全額損金・掛金は割安です。又役員退職金制度作りは法人会の役員退職金積立制度は高利回りで絶対有利元本保障の制度です。

## (2) 従業員の退職金に悩まれている社長さん方に

損金で落せる退職金制度。55年より退職給与の引当金の控除率が50%から40%に下がりました。過去の勤務年数の長い従業員も今からでも大丈夫。  
…法人会の特定退職金共済制度をどうぞ。

## (3) 従業員の福祉労災をお考えの社長さんに

従業員福祉に関して業務内外の事故や災害等種々御考えでしょうが労災の上乗せに1人500円位で種々設計致します。……従業員グループ保険

## (4) 相続税をお考えの皆様へ

貴方の相続税はいくらになるでしょう？相続プランを無料でコンピュータがはじき出します。

## (5) 社内諸規定を作ろうとお考えの企業の方々に

① 就業規則 ② 給与規定 ③ 退職金規定 ④ 役員退職金規定 ⑤ 役員死亡退職金慰労金規定等の諸規定を作ろうと御考えの方々に無料で資料を御届け致します。

## (6) 老後の年金をお考えの皆様へ

今ブームになって居ります個人年金が法人会より発売になりました。

老後の設計を含めてぜひ御相談下さい。

以上種々相談を受け承ります。又、同封の返信用葉書に必要な項目を記入し、御送り下さい。

※ 尚、上記のデータは全国40万企業のデータを基にコンピュータがお答え致します。

御問合せは TEL 0427-26-2453 町田法人会までどうぞ！

（又同封の返信用ハガキで資料をご請求下さい）

## 編集後記

● 光陰矢の如くとか、新春号をお届け以降思はぬご無汰沙、その間記事が山積、初夏号は会報開びやく以来の頁数となりました。

● 内容は総会記事を中心に編集、月末開催のため出席をあやぶむ声をよそに多数の会員の出席を得、いつものことながら厚いご協力頭の下る思いでございます。

● ついに組織率で東法連第4位、誠に悦ばしいニュースです。原動力となられた会員増強功労者の表彰が総会席上実施されましたが表彰こそ失したかもくもくと真摯の活動をされた多くの会員がいることを忘れてはならない。

● 何事も造ることも大変だが維持することは更に大変だと云う。立派な組織率を維持していくことに思いをさせなければならない。その方途は何か？ 答えはそう簡単ではない。しかし会員の真のニーズを汲み上げ活動の活発化を期すことがひとつの答えであることは疑う余地がない。

● 増強委員会の活動成果、青年部会の斬新な会務推進誠に逞ましい。めでたく婦人部会も設立、図示された組織は正に万全のものだ。これより各組織機構が真の始動スイッチONを待つばかり。これらの活動のニュースを数多く提供できたら幸甚一杯である。

広報委員会

# 法人会の「経営者大型総合保障制度」は他の保険とどのように違うのでしょうか？



(例1)

A氏は交通事故により20日入院の後120日療養され、この間医療経費200万円を要しました。

〈お支払いは〉

生命保険の場合

入院20日×10,000円=20万円

法人会の保障制度の場合

入院20日×10,000円=20万円

休業保障金140日×20,000円=280万円

医療実費……………200万円

合 計……………500万円



(例2)

B氏は作業中に誤って親指を指関節から切断し50日間の療養を要しました。

〈お支払いは〉

生命保険の場合

障害給付金 100万円

法人会の保障制度の場合

休業保障金50日×20,000円=100万円

後遺障害保障金10,000万円×20%=2,000万円

合 計……………2,100万円

(注) 死亡保険金1億円・入院給付金(日額)10,000円・障害給付金100万円の生命保険と法人会1億円コース加入の場合。